

部活動活動方針

佐倉市立臼井中学校

<p>教育目標</p>	<p>【学校教育目標】 「明るく 直く たくましく」 ・「めあて」と「まとめ」が明確で活気がある毎日の授業。 ・生徒の変化を瞬時に発見し，組織で即対応する生徒指導。 ・若手が活躍し，ベテランが支える教師集団。</p> <p>【部活動との関連】</p> <p>①部活動は学校教育の一環として行われ，学習指導要領にも規定されているものである。部活動の指導は，子どもたちと教職員の関わりの中で個性の伸長を図りながら，活動を通して興味関心を育てていくものであり，教職員が顧問として部活動を指導することを根底としている。</p> <p>②運動部活動は，教育課程での取り組みとあいまって，学校教育が目指す生きる力の育成を実現させる役割を果たしているため，学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する必要がある。具体的には以下の点に留意する。</p> <p>ア) 会議等で全職員が情報を共有し，相互に理解や支援を重ね，組織的に取り組む。</p> <p>イ) 生徒理解に努め，能力や適性を見極め，個に応じた指導を心がける。</p> <p>ウ) 家庭や地域との連携を図り，信頼される学校づくりを進める。</p>
<p>部活動の 基本方針</p>	<p>(1) 適切な指導</p> <p>①校長及び顧問は，生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を尽くし，体罰やハラスメントの根絶を徹底する。また，生徒のニーズを踏まえた環境整備に努める。</p> <p>②校長は，参加する大会等を把握し，生徒や顧問の過度な負担とならないように参加する大会等を精査する。併せて，スポーツの機会が損なわれないよう，複数校の生徒による合同部活動等の取り組みについて考えていく必要がある。</p> <p>③顧問は，休養を適切に取ることの必要性や過度な練習によるリスク等を正しく理解する。また，生徒とのコミュニケーションを図り，生涯に渡ってスポーツに親しむ基礎を培う。さらに，科学的トレーニングの積極的な導入等により，短時間で効果が得られる合理的でかつ効率的な指導を行うように努める。体罰は厳禁とし，勝利至上主義に偏るあまり，生徒の人格を傷つける行動や体罰を厳しい指導として正当化することは，決してあってはならない。</p> <p>(2) 適切な活動時間</p> <p>①活動時間については，平日の練習時間は2時間程度とし，土曜日及び日曜日を含む学校の休業日は3時間程度とする。これを超えて活動す</p>

る場合は、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないように留意する。

- ②休養日の設定については、学期中は平日1日以上、休業日に1日以上の少なくとも週当たり2日以上の休養日を設けることを※3基準とする。休業日に大会等に参加した場合は、他の日に休養日を振り替える。また、長期休業日は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。
- ③休養日及び活動時間等の設定については、効率的・効果的な部活動の推進に向け、地域や学校の実態を踏まえて行うものとする。また、定期試験前後の一定期間に休養日を設けたり、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等の工夫をすること。

(3) 事故防止

- ①生徒の個々の体力や技術の習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意する。また、発達段階に応じた指導を心がけ、健康状態等を自己申告できる集団づくりにも配慮する。近年の温暖化による熱中症への対応は、十分な知識と正確な対応が必要であることから、養護教諭と連携した対応策を検討しておく。
- ②事故防止に向けて、種目の特性に合わせた活動ルールの周知・徹底を図り、自他の安全について意識の高揚を図る。また、郊外での活動の際は、特に移動中の安全指導を徹底し、引率責任者がつくことを基本とする。併せて、公共交通機関を利用する際のマナー等については、日頃から指導を繰り返すことが望まれる。
- ③顧問として、施設・設備や用具の管理には万全を期すと共に、日常的な安全点検を丁寧に行うことが大切である。顧問自らの点検と子ども達からの情報を元に速やかに対処に当たる必要がある。
- ④運動部活動においては怪我や事故が起こる可能性が高いことから、けが人や病人、また、不測の事態に備え、校内の緊急体制を整えておくことが必要である。各学校で作成している危機対応マニュアルに則り、速やかに対処(手当・報告・連絡等)すること。特に全職員間での共通理解を徹底し、定期的にマニュアル等も見直すこと。また、AEDやエピペン等を含む、応急処置の仕方等については、研修等を確実に行うことが重要である。

(4) 家庭や地域等との連携について

- ①保護者の理解や協力は欠かせないものであることから、保護者会の開催等、機会を捉えて情報交換や意見交換等を行うことにより、意思の疎通を図るよう努める。
- ②大会の応援や活動補助など、保護者に協力を求める際には、過度な協力要請にならないよう配慮が必要である。
- ③特に、地域の見守り活動等については、活動計画を事前に渡すなど、丁寧な対応をすると共に、変更等が生じた場合にも速やかに連絡を入れることが大切である。

(5) その他

- ①顧問は，生徒が主体的に取り組めるような指導を工夫すると共に，子どもの健康状態や精神状態等に気を配り，個々の状況に合わせた指導を心がける。
- ②顧問は，学級担任や養護教諭等との情報共有を進め，部活動内外におけるいじめの根絶を目指すと共に，いじめのない部活動集団作りに努める。
- ③物品の購入や大会等への参加費の徴収など，金銭に関わることについては，事前に校長に許可を得ると共に，会計報告等の作成により，保護者への説明を丁寧に行う必要がある。また，領収書等の保管についても，校内でルールを設けて適切に対応することにより，説明責任を果たせるように会計の取り扱いに留意する。